

2023 年度 通常総会 議案書

2023 年 6 月 16 日 / 岡山県民主館

1. 開会あいさつ
2. 議長選出
3. 議事録署名人について
4. 会長あいさつ
5. 議事

第 1 号議案 2022 年度事業活動報告について

第 2 号議案 2022 年度決算、監査報告について

第 3 号議案 2023 年度事業計画(案)について

第 4 号議案 2023 年度予算(案)について

第 5 号議案 役員選出

6. 討論・質疑・採択

7. 閉会あいさつ

本部事務所 700-0054 岡山市北区下伊福西町 1-53 電話 086-254-9555

みんなの家ななくさ 700-0056 岡山市北区西崎本町 1-7 電話 086-253-8988

みんなの家だんだん 700-0056 岡山市北区西崎本町 1-10 電話 086-250-9927

みんなの家かるがも 702-8026 岡山市南区浦安本町 158 電話 086-265-1165

本部介護事業部 700-0056 岡山市北区西崎本町 1-10 電話 086-250-9904

Fax086-250-9906 (だんだん併用)

第1号議案 2022年度事業活動報告について

1、会員現勢について

2023年4月1日現在、個人会員57名、団体会員6団体です。

2、理事会、事業所合同会議、本部事務局会議などの開催について

①理事会は、4回開催しました。オンラインでも参加できるように対応しました。

第1回理事会 2022年9月30日 岡山県民主会館

第2回理事会 2023年1月17日 同上

第3回理事会 2023年4月12日 同上

②本部事務局会議（7人で構成、10月から6人）を毎月第1月曜日に開催。

③3つの介護事業所の管理者さん3人と中島代表とによる管理者会議を毎月開催。

④3つの事業所のケアマネとななくさ・住宅さん、顧問・池田さんの5人会議を毎月開催。

3、小規模多機能型居宅介護事業所のとりくみ

(1)利用実態推移表 2022年4月1日から2023年3月末

みんなの家ななくさ

利用者の動向（登録上限 29名） 年間利用登録 28人/月から29人/月で推移

平均登録人数 28.2人/月 平均介護度 2.2 前年度は2.02

年/月	2022年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	2023 年1月	2月	3月
介護	22	22	22	22	22	22	22	22	20	20	21	20
予防	6	7	7	7	7	7	6	6	8	8	8	8
合計	28	29	29	29	29	29	28	28	28	28	29	28
介護度	2.32	2.36	2.46	2.40	2.40	2.15	2.16	2.00	2.00	2.00	2.00	1.89

年間のべ 342人 年間介護度数合計 752.60 平均介護度 2.2

年間平均 通い13.5人 訪問平均 予防3.8人/日 平均介護 395人 泊り平均3.5人/日

・新規利用者 6名 ・利用中止者 6名

みんなの家かるがも

利用者の動向（登録上限 25名） 年間利用登録 16人から24人/月で推移

平均登録人数 22.5人/月 平均介護度 1.71 前年は1.87

年/月	2022年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	2023年 1月	2月	3月
介護	18	16	14	14	15	16	21	20	19	18	19	19
予防	5	3	2	5	6	4	4	4	4	4	4	4
計	23	19	16	19	21	20	25	24	23	22	23	23
介護度	1.78	1.83	1.82	1.68	1.78	1.80	1.77	1.78	1.55	1.62	1.62	1.62

年間のべ 258人 年間介護度数合計=443.05 平均介護度 =1.71

新規利用者 22名 地域包括からの紹介 6名 介護支援事業所や病院からの紹介 7名

入院のちの再利用の方 3名 中止のち再利用の方 2名 医療機関から3名 ご家族から1名

みんなの家だんだん

利用者の動向（上限 29名）
 年間利用登録 25人月から 29 人/月で推移
 平均 27人月

年/月	2022年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	2023年 1月	2月	3月
介護	22	21	21	23	24	23	23	23	22	22	21	23
予防	6	6	6	4	4	5	5	5	5	4	4	4
合計	28	27	27	27	28	28	28	28	27	26	25	27
介護度	2.00	2.13	2.13	2.24	2.23	2.28	2.24	2.29	2.24	2.36	2.36	2.40

年間のべ 326 人 年間介護度数合計 734 平均介護度 2.25

・新規利用者 8 名 ・利用中止 8 名

(2)2022年度（2022年4月～2023年3月）各事業所の収入内訳と前年比

千円（前年比 %）

	ななくさ	かるがも	だんだん	小計
利用者の利用料負担	5,544 (97.7)	2,849 (114.9)	4,984 (123.6)	13,379 (109.8)
国保連・介護給付費	66,193 (105.5)	43,537 (93.6)	65,640 (112.9)	175,371 (104.7)
食事代・宿泊代	8,520 (106.7)	3,559 (95.0)	8,261 (112.3)	20,342 (106.6)
合計	80,259 (105.0)	49,947 (94.7)	78,887 (113.4)	209,093 (105.2)

※ 人件費総額は155,900千円。総収入に対する人件費比率は74.6%。

※ 経常利益率 ななくさ8.9% かるがも▲14.9% だんだん6.3% 全体で2.2%

(3)利用者一覧（2023年年4月1日・現在）

※ ななくさ

	利用者数	独居	認知症	独居かつ 認知症	自己所有 住宅	減額 対象	後見人
要支援Ⅰ・Ⅱ	8	6	0	0	4	7	0
要介護Ⅰ	7	5	1	0	3	5	1
要介護Ⅱ	5	4	5	4	4	2	0
要介護Ⅲ	4	2	2	1	3	2	0
要介護Ⅳ	2	2	1	1	2	0	1
要介護Ⅴ	2	2	2	2	0	2	0
合計	28	21	11	8	16	18	2

※ だんだん

	利用者数	独居	認知症	独居かつ 認知症	自己所有 住宅	減額 対象	後見人
要支援Ⅰ・Ⅱ	3	2	0	0	1	2	0
要介護Ⅰ	6	3	0	0	4	4	0
要介護Ⅱ	6	5	5	5	1	6	2
要介護Ⅲ	6	4	4	3	2	4	1
要介護Ⅳ	3	1	1	1	2	3	0
要介護Ⅴ	3	2	2	1	2	2	0
合計	27	17	12	10	12	21	3

※ かるかも

	利用者数	独居	認知症	独居かつ 認知症	自己所有 住宅	減額 対象	後見人
要支援Ⅰ・Ⅱ	5	3	0	0	4	5	0
要介護Ⅰ	9	5	2	2	7	8	2
要介護Ⅱ	4	3	2	2	2	4	0
要介護Ⅲ	2	2	1	1	1	2	1
要介護Ⅳ	1	0	0	0	0	1	0
要介護Ⅴ	1	0	1	0	1	0	0
合計	22	12	6	5	15	20	3

※ 合計

	利用者数	独居	認知症	独居かつ 認知症	自己所有 住宅	減額 対象	後見人
要支援Ⅰ・Ⅱ	16	11	0	0	9	14	0
要介護Ⅰ	22	13	3	2	14	17	3
要介護Ⅱ	15	12	12	11	7	12	2
要介護Ⅲ	12	8	7	5	6	8	2
要介護Ⅳ	6	3	2	2	4	4	1
要介護Ⅴ	6	4	5	3	3	4	0
合計	77	51	29	23	43	59	8

※ 一人暮らしの人は2017年4月で74%、2018年は67%、2019年61%、2020年58%、2021年59%、2022年54%、2023年66%です。認知症で独居の方が23人もおられます。成年後見制度活用は8人とどまっています。減額対象は、市民税非課税の世帯の利用者さんです。

(4) スタッフ学習など

各事業所は年間学習計画を策定して、職場での学習会を積み重ねています。今年度もまさにコロナ禍のさなか、感染防止の学習なども真剣に取り組まれました。

スタッフニュースは、No.13を2022年7月1日、No.14を7月20日、No.15を12月1日、No.16を12月28日、No.17を2023年3月6日、No.18を5月15日と6回発行。法人結成20周年を迎え、改めて理念を紹介。またコロナ感染状況を伝えながら感染防止の強化、ワクチン情報などを掲載し、事業所ごとでの討議材料として提供しました。

(5) 法人結成20周年を記念して事業所活動をまとめた冊子の発行

2002年5月1日に登記された当法人の20周年を記念して、介護事業所活動を紹介する冊子を作製。それぞれみんなの家の開設から今日までのとりくみを振り返り、新たな目標を設定しました。

4、学習会

(1) あなたとともに考える人権問題学習会

2022年12月3日、岡山県立図書館で「あなたとともに考える人権学習集会」を開催しました。部落解放運動史や教育史上で例のない集団暴力事件「八鹿高校事件」の映画上映と、現地から前田武・兵庫県人権連事務局長が当時の実態を報告。県下から71名が参加し、言論抑圧や分断をはかる今の社会を人権の視点からみつめ、人間の尊厳について認識を深めました。

「八鹿高校事件」は、1974年11月22日、兵庫県八鹿高等学校の70数名の教師が、白昼、部落解放同盟を名乗る数百人の集団に襲撃され10数時間にわたって凄惨なリンチを加えられるという事件。映画を通して、新聞、テレビ、ラジオ等が真実の報道すためらい続けた本事件の真実と、暴力に抗して立ちあがった勇気ある人々の闘いが伝えられました。

上映後、事件当時、現地で暴力糾弾に反対する活動を行った前田さんから「八鹿高校事件とは」と題して講演がありました。前田さんは「48年前の暴力事件だが、部落解放同盟（解同）と行政・警察権力の癒着した事件を今、検証することが大事だ」と強調。事件前年に解同が自治体を糾弾で屈服させ「窓口一本化」行政を強制。権力は解同への数億円の補助金を出し、その狙いには「権力が解同をつかって県知事選挙で社共の分断を図ってきた。八鹿高校事件の本質はそこにある。権力犯罪だ」と述べました。八鹿高校は部落問題学習に対して早くから「部落問題研究会」をつくり熱心に取り組んできたが、そこに解同は解同介入の「部落解放研究会（解放研）」をつくれと要求。解同が八鹿高校を糾弾の糸口にする狙いで「八鹿高校は差別教育」だと主張していました。

しかし前田さんは「八鹿高校は独自の生徒自治会があり民主的教育が進んでいた。『先生が殺される』と真っ先に立ちあがった生徒1000人が河原に集結したことで、生徒に勇気づけられた町民や全国の支援者で解同の暴力に反対する1万7500人の大集会が開かれた」と背景を語り「八鹿高校の生徒は行動的で立派だった」と振り返りました。2016年に部落差別を永久に固定化する「部落差別解消推進法」が制定され、もう一度国民を分断させるためにつくられたとし「権力と解同との癒着は今も残っている。八鹿高校事件はまだ終わっていない最後まで闘っていく」と決意を語りました。

続いて当時岡山から現地支援に入った2名からエピソードが語られました。長田悟県人権連副議長は、町に入ると大音量のスピーカーが聞こえ異様な雰囲気だった。それでも解同の暴力主義を厳しく糾弾する全国から結集した1万人の人々の抗議集会とデモ行進は圧巻だった。町の人々は手を合わせて涙を流し、家の2階から身を乗り出して手を振る人などデモ隊を歓迎してくれた。私にとって生涯で一番の感動的な出来事」と語り、この事件を契機に部落解放運動の正常化を目指す運動が全国的に高まり、今日の人権連組織になったと経過を説明しました。

藤澤末博副議長は、「現地でビラ配りや宣伝をしていたところ解同に遭遇し暴力被害に合った。道路標識やハンドマイクのスピーカーで殴られ血だらけになる仲間もいた。50年経つ運動の中でこの一件だけは鮮明に覚えている。当時先頭に立ってくれた人の多くは亡くなった。経験をたづねていかなくてはいけない」と今の時期に継承しておく必要性を語りました。

閉会あいさつで中島純男会長は、国民の声を無視して閣議決定だけで物事を決める自民党政治に対し「差別を分断や懐柔に利用する政治的風潮があり、物言わさない時代をつくろうとしている。表現の自由などの抑圧につながれば、本当の意味での人権確立はない。私たちは政治的革新を人権の視点で変えていく取り組みが必要。改めてこの八鹿高校事件から考えていきたい」と結びました。

5、会報「NPO・地域人権だより」の発行について

2022年度の会報は、4回の発行になりました。印刷部数は毎回100部です。

第59号、2022年11月20日発行

第60号、2022年12月26日発行

第61号、2023年2月21日発行

第62号、2023年5月23日発行

6、その他

①民医連が運営母体である看護専門学校、ソワニエの学生さんへの食料品などの支援物資の提供、2021年3月3日、2022年4月28日、12月15日につづいて2023年4月12日に4回目を行いました。

【資料】 収入額（万円）、利用人数、平均介護度などの推移

	ななくさ 2006.07.01 開設	かるがも 2010.04.01 開設	だんだん 2013.07.01 開設	小計
2012(平成24)年度	6,517 295人 2.38	4,024 228人 1.90		10,541 518人 43人/月
2013年度	5,858 270人	4,129 260人	1,485 65人	11,473 595人 50人/月
2014年度	6,651 296人 2.49	4,019 262人 1.54	3,298 186人 2.03	13,969 744人 62人/月
2015年度	7,646 324人 2.40	4,168 245人 1.50	4,082 204人 2.10	15,897 773人 64人/月
2016年度	7,442 338人 2.20	4,445 248人 1.70	4,491 203人 2.30	16,379 789人 65人/月
2017年度	7,048 340人 2.00	4,824 246人 1.71	4,949 209人 2.59	16,822 795人 66人/月
2018(平成30)年度	6,594 334人 1.81	5,749 259人 2.04	4,954 210人 2.44	17,298 803人 67人/月
2019年度	6,996 346人 1.87	5,144 258人 1.89	5,299 228人 2.28	17,440 832人 69人/月
2020年度	7,292 340人 2.02	5,338 275人 1.83	6,952 299人 2.25	19,583 914人 76人/月
2021年度	7,642 338人 2.20	5,274 270人 1.87	6,954 322人 1.98	19,870 930人 77人/月
2022年度	8,034 342人 2.20	4,998 258人 1.71	7,892 326人 2.26	20,925 926人 77人/月

第2号議案 2022年度決算、監査報告について

2022年度特定非営利活動に係る事業会計収支計算書			
	2022年 4月 1日 から 2023年 3月31日まで		
			特定非営利活動法人
			地域人権みんなの会
科 目	金 額 (単位:円)		備 考
I 収入の部			
1 財産運用収入		0	
2 会費収入			
・正会員会費	88,800		
・団体賛助会費	72,000	160,800	12000円×6口
3 事業収入			
・人権問題講演会	34,500		
・ホームヘルパー養成講座	0		
・小規模多機能型居宅介護事業所事業	209,255,590	209,290,090	みんなの家事業収入
4 寄付金収入	200,000	200,000	個人から
5 雑収入	4,094,796	4,094,796	利息、雇用関係助成金など
6 事業補助金	121,197	213,866,883	
7 特別利益 固定資産受贈益	0	0	
当期収入合計(A)			
前期繰越収支差額	48,713,496	48,713,496	
収入合計(B)		262,580,379	
II 支出の部			
1 事業費			
・学習研修費	95,170		
・研究調査費	0		
・人権問題相談会	0		
・機関紙発行費	11,340		
・雑損失(支払利息など)	104,026		
・小規模多機能型居宅介護事業所事業	204,661,879	204,872,415	
2 管理費			
・役員報酬	0		
・退職金	0		
・臨時雇賃金	0		
・福利厚生費	250,000		
・会議費	137,979		
・旅費交通費	360,000		
・通信運搬費	114,686		
・消耗品費	0		
・印刷製本費	0		
・備品費	0		
・営繕費	0		
・光熱水道費	35,612		
・租税公課	2,068,400		
・雑費	23,112	2,989,789	
3 予備費	0		
当期支出合計(C)		207,862,204	
当期収支差額(A)-(C)		6,004,679	
次期繰越収支差額(B)-(C)		54,718,175	

2022 年度特定非営利活動に係る事業会計貸借対照表

2023 年 3 月 31 日現在

特定非営利活動法人
地域人権みんなの会

科 目	金 額		
I 資産の部			
1 流動資産			
現金預金			
現金 手許有高	942,508		
普通預金 (中国銀行など 9 通)	19,166,228		
未収入金	32,413,584		
前払費用	363,000		
仮払い金	0		
流動資産合計		52,885,320	
2 固定資産			
無形固定資産・ソフトウェア	69,251		
建物	18,659,258		
工具・器具・備品	3		
什器備品	6,550		
構築物	115,157		
基金 (林協同基金)	100,000		
土地	19,208,485		
投資その他の資金	5,193,860		
固定資産合計		43,352,564	
資産合計			96,237,884
II 負債の部			
1 流動負債			
未払い金	17,075,176		
預かり金	1,121,133		
仮受金	0		
未払い法人税など	2,068,400		
借入金	21,255,000		
流動負債合計		41,519,709	
2 固定負債			
固定負債合計		0	
負債合計			41,519,709
III 正味財産の部			
前期繰越正味財産		48,713,496	
当期正味財産増加額(減少額)		6,004,679	
正味財産合計			54,718,175
負債及び正味財産合計			96,237,884

2022年度特定非営利活動に係る事業会計財産目録

2023年 3月 31日現在

特定非営利活動法人
地域人権みんなの会

科 目	金 額			
I 資産の部				
1 流動資産			本部・郵便	668,263
現金預金			本部・中銀1	96,968
現金 手許有高	942,508		本部・中銀2	1,712,026
普通預金（中国銀行など9通）	19,166,228		ななくさ中銀	2,442,081
未収入金	32,413,584		ななくさ信金	7,548
前払費用	363,000		ななくさ郵貯	48,017
仮払金	0		かるがも郵貯	410,923
流動資産合計	52,885,320	52,885,320	かるがも中銀	4,315,699
2 固定資産			だんだん中銀	9,464,703
無形固定資産・ソフトウェア	69,251			
建物	18,659,258			
什器備品	6,550			
構築物	115,157			
工具・器具・備品	3			
基金（林協同基金）	100,000			
土地	19,208,485			
固定資産合計	38,158,704	38,158,704		
投資その他の資金	5,193,860	5,193,860		
資産合計				
固定資産合計		43,352,564		
資産合計			96,237,884	
II 負債の部				
1 流動負債				
未払い金	17,075,176			
預かり金	1,121,133			
仮受金	0		日本政策金融公庫1	4,655,000
未払い法人税など	2,068,400		日本政策金融公庫2	1,100,000
借入金（金融公庫、民主教育）	21,255,000		個人	4,000,000
流動負債合計		41,519,709	県人権連	8,500,000
2 固定負債			財・民主教育3	2,000,000
固定負債合計		0	人権岡山	1,000,000
負債合計				
負債合計			41,519,709	
III 正味財産の部				
前期繰越正味財産		48,713,496		
当期正味財産増加額(減少額)		6,004,679		
正味財産合計			54,718,175	
負債及び正味財産合計			96,237,884	

監 査 報 告

- ・日 時 2023年5月30日
- ・場 所 岡山県民主会館
- ・期 間 2022年4月1日～2023年3月31日
- ・立 会 特定非営利活動法人 地域人権みんなの会

会 長 中 島 純 男

理 事 妹 尾 善 弘

特定非営利活動法人地域人権みんなの会 2022年度の会計監査を 2023年5月30日に民主会館で執行しました。

現金、預金通帳、現金出納帳、領収証を監査、点検した結果、諸事正確であったことを証します。

【監査所見】

コロナの中で医療・介護・福祉をはじめ、国の在り方が鋭く問われている今日において、地域に密着したNPO みんなの会の活動が益々重要になっています。


利用者の願いに沿った経営理念に基づく介護事業所の健全経営と、なおかつそれを保障する健全な財政が求められています。


所期の目的の達成に向けて、会員・職員の団結と奮闘に期待します。

2023年5月30日

会長 中 島 純 男 殿

特定非営利活動法人 地域人権みんなの会

監 事 藤 澤 末 博 

監 事 福 木 実 

第3号議案 2023年度事業計画(案)について

日本では2020年1月から感染が広がった新型コロナ、2022年年11月ごろからの新型コロナの第8波では、医療崩壊、高齢者施設でのクラスター、救急搬送の困難など、2022年7月ごろからの第7波で問題になったことが、より深刻な形で繰り返され、2万人を超える死亡者が出ました。

しかし政府は、コロナの感染症法上の位置付けを2023年5月8日から「5類」に移行して感染対策や検査・治療への公的支援を後退させました。「5類」移行に伴い、保健所が担ってきた患者の入院調整も医療機関同士で行う仕組みに移行されました。現場からは「医療機関が個別に対応するのは難しい」との声が高まっています。

所得に占める税金や社会保険料の割合を示す国民負担率は47.5%に上り（2月21日財務省発表）、財政赤字を加えた潜在的な国民負担率は61.1%に達しています。日本の「国民負担率」は、20年前の2002年度は35%でしたが、高齢化に伴う社会保険料の負担増加などで2013年度以降、40%を超えています。社会保険料が引き上げられれば、国民負担率の増加と可処分所得の減少は避けられません。

2023年3月28日、2023年度予算が成立しました。2027年度までの5年間で43兆円の大軍拡をすすめる初年度として、軍事費は前年度比約1.4兆円の大幅増で約6.8兆円になっています。防衛省予算とは別に、財務省が所管する「防衛力強化資金」を創設し、特別会計からの繰り入れ、国有財産の売却のほか国立病院の積立金やコロナ対策事業の残金まで流用して4兆5,919億円を確保しています。「軍需産業支援法案」が、4月27日の衆院安全保障委員会で、賛成多数で可決され参議院で議論されています。また、防衛省・自衛隊が調達する兵器などの開発・生産基盤を強化するための「防衛産業強化法案」も審議されています。同法案は、兵器製造の基盤強化、「武器輸出」の円滑化、製造施設の国有化一のための措置などが盛り込まれており、米国の巨大軍事企業と国内の軍需産業を手厚く保護しようとするものです。

憲法9条を護り、世界第3位の軍事大国化への道を許さず、社会保障、教育、暮らしの充実のために、国民的な取り組みが求められている情勢です。

2023年度の活動は以下を重点においてとりくみます。

1、「岡山県地域人権ネットワーク(仮称)」の結成にむけて

NPO法人地域人権みんなの会は2001年12月に、「地域人権」を基軸に広範な人たちに接近していける組織をめざして立ち上げました。それから20年の間に、市民的人権課題の学習会の開催とあわせ、地域密着型の介護施設としての小規模多機能ホームの2006年、2010年、2013年の開設と運営に力を注いできました。

特に、利用者さんに真に寄り添う介護の実践のためには、母体そのものの民主的運営が必須という立場で、理事会、職場会議、事業所運営推進会議などを積み重ねてきました。地域住民運動があればこそその事業所づくり、利用者さんでしたが、経営・運営においてはさらに働く人々との連帯が必要になっています。そこには、人間の尊厳を何よりも大切にするという人権思想が根付く職場づくりと地域づくり、人づくりがどうしても欠かせません。

新しいネットワーク組織は、「地域人権」すなわち日本国憲法の基本的人権論と住民自治論を中心に要求実現と人権学習を二本柱として取り組むことが提起されています。それぞれの組織や構成員の人たちに寄せられてくる地域と個人の要求、福祉事業にかかわって惹起している制度・法律上の課題、利用者さんと働く人たちの人権の視点、これら含め、人権・民主主義・平和運動で直面する諸問題を集約し、問題点を分析し明らかにすることが、要求実現につながります。また、その学習活動は自ら組織と個々人の自己評価、互いの関係の強化に結び付きます。そして世論を広めることにもなります。

2024年4月には新たなネットワーク組織を岡山県人権連、一般財団法人岡山県民主教育研究会の3団体で発足させる予定です。実現にむけて、法人理事会と事務局、構成する3団体の合同役員会などで、理念、目的、対象、活動の柱、財政等にかかわって共通認識を得て具体化していきます。

2、事業継続計画の策定と私たちの中期・長期目標を

新型コロナ感染の拡大に伴い、2022年2月に「かるがも」、8月「ななくさ」、10月には「だんだん」でクラスターが発生してしまいました。「だんだん」では2023年4月にも再びクラスターの発生となりました。発生時は「通所サービス」をストップし、感染していないスタッフで利用者さん宅への「訪問サービス」活動を中心に展開し、どうしても自宅に帰れない利用者さんには「泊りサービス」を継続して、命と暮らしを護る取り組みを展開してきました。

介護サービスは、要介護者、家族等の生活を支える上で欠かせないものです。新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う緊急事態宣言下などの制限下であっても、感染防止対策等の徹底を前提とした継続的なサービスの提供が求められています。そのためには、業務継続に向けた計画の作成が重要であるため、施設・事業所内で新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応、それらを踏まえて平時から準備・検討し、策定することが義務付けられました。

BCPとはBusiness Continuity Planの略称で、業務継続計画などと訳されます。新型コロナウイルス等感染症や大地震などの災害が発生すると、通常通りに業務を実施することが困難になります。まず、業務を中断させないように準備するとともに、中断した場合でも優先業務を実施するため、あらかじめ検討した方策を計画書としてまとめておくことが求められています。BCPの特徴として、災害等が発生した後に速やかに復旧させることが重要ですが、その前に「重要な事業を中断させない」という点が挙げられます。万一業務の縮小や事業所の閉鎖を余儀なくされる場合でも、利用者への影響を極力抑えるよう事前の検討が必要です。

利用者の安全確保に向けた感染防止策をあらかじめ検討しておき、確実に実行する必要があります。

感染症が広がった時の業務継続を図ることは、職員の感染するリスクを高めるほか、長時間勤務や精神的打撃など職員の労働環境が過酷になりがちです。職員の感染防止対策とあわせて、職員の過重労働やメンタルヘルス対応への適切な措置を講じることが求められています。

2024年には介護報酬・診療報酬の同時改定が予定されています。制度改悪を許さず、職員の処遇改善と事業所の安定的運営につながる改定を民医連の仲間たちとともに求めていきます。

当法人として、福祉事業活動、学習活動などについて定款に記載している内容も取り入れ、中期的・長期的目標を今日段階に応じたものとして策定していく必要があります。私たちの「地域人権」の理念からして、小さくても良いから「介護施設」や「生活支援センター」が地域密着的に設置され、地域の安心・安全につながる取り組みが求められていると考えます。

また、SNSなどの進展下、利用者さんご家族との連絡などに活用できるツール、映像としての記録、学習内容の発信などもふくめて、場所と人材の確保など検討していきます。定款変更を要しない範疇の具体化は理事会、事務局会議、管理者会議などの場で論議を積み重ね、できることから取り組んでいきます。

3、地域を基礎にとりくみ、地域社会へ貢献していくとりくみ

1、コミュニティの場所づくり

コロナ問題で、社会活動や人々の連携の在り様に変化してきています。そういう中でも、人と人がふれあいができる取り組みを考えていきます。カフェ活動、子ども食堂など、地域住民に寄り添う取り組みも検討していきます。感染症拡大防止対策を日頃から執りながら、それぞれの小規模多機能ホームは、祭り、つどい、映画会など、地域住民と利用者さんたちの交流の場を提供していきます。

2、活動を担う人と場所の確保などの検討

中期的目標の策定の中に、「活動を担う人と場所の確保」を大きな課題として取り入れて検討します。特に、住民運動と福祉事業を両輪として展開できること、ボランティアの結集による地域貢献の取り組みなど、立体的に捉えて提案できる準備をしていきます。

3、NPO 法人地域人権みんなの会の結成20周年記念企画について

法人の諸活動を振り返る「人権ブックレット.7」の発行は、2024年3月とします。

4、「ななくさ」「かるがも」「だんだん」活動

政治による社会保障制度切り捨てがさらに強まる中、人権確立の視点で公的保障の充実をめざします。特に、高齢者、障害者の生活を脅かす、自助を中心にしてその次に共助を置き、公助を切り捨てようとする動きにたいして、法人は多くの仲間と共に、安全・安心の地域づくりの観点から、地域で住み続けられるための政策を実現させるために奮闘していきます。

私たちは、現在3つある小規模多機能型居宅介護事業所を、利用者さんと家族に寄り添い、スタッフと利用者さんたちが互いに成長しあえる事業所、ホームとして発展させていきます。

経営基盤の構築について

1. 法人、事業所の理念と使命を明確に
2. 利用者さんのニーズを把握し事業所の役割、ポジショニングを明確にする
3. すべての職員が力を発揮できるよう、人材育成に創意工夫をこらす
4. 魅力ある事業の展開で利用者さんを確保し収益を確保する
5. 中期計画・資金計画を立てて必要利益を明確にする
6. すべての職員の力で経営目標を達成する

(1) 「みんなの家ななくさ」のとりくみ

2006年7月、小規模多機能ホームとして市内で2番目に開設できました。一人暮らしの方も含め、様々な支援がなくては暮らせない利用者さんに、どうにかしてでも支援したいという想いと実践が、地域密着型の典型的なとりくみとして利用者さんや家族、関係者から評価を受けています。在宅の生活支援と介護を、小規模多機能型居宅介護事業所が、その方の最後の人生までともに過ごせたらという決意のもとでの取り組みとなっています。

利用者さんは、石井中学校校区に在住の方たちが中心になってきました。在宅支援事業所、病院関係者などからの紹介、地域人権運動の地域組織、障害者施設関係、生活と健康を守る会、地域包括センターなどからも利用につながる相談もよせられています。運営推進会議には、小・中学校長、町内会長、民生委員、利用者さんご家族、地域包括支援センター、公民館スタッフさんたちに参画していただいています。この3年間、リアル会議は開催できませんでしたが、2023年5月24日に開催できました。

家族会、地域カフェなど地域住民や利用者家族との共同のとりくみの実現のために奮闘します。

経営については、利用者さん登録は28人/月、収入は620万円/月をめざします。

ア、理念に基づいて実践する イ、職員間の連携とチーム介護の確立をめざす ウ、介護の質の向上と介護技術資格取得を目指す エ、地域との交流を深める、オ、防災対策を地域の中でとりくむ、これらを柱に日常のとりくみを具体化していきます。

(2) 「みんなの家かるがも」のとりくみ

かるがもは、岡山市の南区在住の「友の会」メンバーから要請され、2010年4月1日に開設しました。開設当初は医療生協関係者、友の会関係者などのご紹介でスタッフも構成することができました。介護・医療の経験豊かなスタッフさんたちを迎えながら事業所運営をつないでいただけてきました。

地域的介護関連施設の配置状況にも影響され、多機能のうち「泊りサービス」が十分活用されない状況が続いてきました。結果として、利用者さんたちの介護度が低い状態が続き、この数年特に経営的に苦しい状況となっています。

さまざまな利用形態の方々に寄り添える体制や運営方針の確立を目指します。運営推進会議には、地域包括支援センターのスタッフ、地元町内会長、民生委員の方々なども参加していただいています。地元、浦安本町の住民の皆さんに、みんなの家かるがもがより親しまれる、より頼りになる存在となるように取り組みます。

スタッフの連携と学習に力を注ぎます。家族会の開催、友の会の再結成と連携、住民との交流の機会なども含め、地域密着型の施設として発展をめざします。

友の会の活性化をはかり、経営については、24人/月の利用登録者、収入は450万円/月をめざします。

具体的な活動は、ア、理念に基づいて実践できる体制作り イ、職員間の連携とチーム介護確立 ウ、介護技術の向上と認知症に対する理解を深め介護の質の向上をめざす エ、地域とのかかわりを強め交流を深めるなどを柱に展開していきます。

(3) 「みんなの家だんだん」のとりくみ

「みんなの家ななくさ」のサテライトとして「みんなの家だんだん」を2013年7月1日に開設、2020年1月から独立して定員上限を25名に。2020年10月から29名にしました。

今年度は、28人/月の利用者登録、630万円/月を目標とします。

ななくさと協力して、利用者さんを中心に地域住民に開かれた催しを企画します。また、認知症利用者さんへの理解と具体的対応などにかかわり、特に困難な事例の場合ほど基本的な理念こそが大切だという姿勢が貫かれるための、学習や集団討議を大切にします。

比較的若くて新しいスタッフさんが多く奮闘してくれている事業所です。

ア、理念に基づいて実践する イ、職員間の連携とチーム介護の確立をめざす ウ、介護の質の向上と介護技術資格取得を目指す エ、地域との交流を深める、オ、防災対策を地域の中でとりくむ、という目標と合わせ、法人の歴史や取り組みの経過なども学習に取り入れ、人権認識を高めあえる職場づくりを目指します。

(4) 職員の働きがいがある職場作り

2023年6月1日現在で、ななくさには24名(常勤換算数15.7人)、かるがもは17名(常勤換算数12.0人)、だんだんは23名(常勤換算数15.8人)、合わせて64名(常勤換算数43.5人)がスタッフとして奮闘してくれています。介護本部職員一名、所属しています。

いわゆる正規職員(月給制)は13名。さらに時給制で40時間/週の勤務者は10名おられます。短時間労働者も含め、その連携を維持していくなかで事業所が回っています。

運営の中心は職員の方々です。職員がいきいきと仕事ができる条件作りが利用者を大切できる施設につながります。

近年、介護事業所全般で利用者さんからのセクハラや暴力も問題となる案件が発生していることもあり、職員が安心して働ける条件作りをさらに追求します。また、専門職としての役割がさらに発揮できるよう、研修機会の提供、将来の事業所作りへの参画などを重視します。

専門職資格取得への支援をさらに追求します。

40時間/週の勤務を2年以上続けて経験され、その時点で60歳未満の方については、事業所内での役割、本人希望、仕事内容などを総合的に勘案して正規職員に転換できるよう、経営の安定も目指します。

スタッフ一人ひとりが介護の仕事を大切に、社会的に寄与すること、そのことが介護の仕事への社会的評価を高めること、利用者さんの生活の向上につながる、自らの生き方をひろげて充実させることにつながるという意気込みを寄せあうことができる職場として発展させていきます。

ななくさ、かるがも、だんだんの職員間をはじめ、当会の役員と職員の交流・話し合う場を確立しながら、民主的運営のもと互いに成長が保障される職場をめざします。

毎月、中旬に、3つの事業所の管理者で構成する管理者会議を開催します。

そのほか、定期的に3つの事業所のケアマネ合同会議、事務担当者合同会議などを開催し、法人としての統一性とそれぞれの事業所としての柔軟性を活かし、利用者さんに寄り添える支援と介護を展開します。

今年度も新型コロナウイルス問題もあり、スタッフ交流集会は開催を控えます。各事業所でカンファレンスを通じて、利用者さんの措かれている環境や生育歴など共通認識にしながら、「健康の社会的決定要因(SDH)」にも触れた学習につながるよう工夫した取り組みをすすめます。

民医連に加入している組織として、共済の取り組みなどに加わり、共済制度を活用していきます。

昨年度から「仕事の悩み相談」の担当者として池田さんをお願いしています。また、公益財団法人林精神医学研究所が母体の岡山 EAP カウンセリングルームと契約を結び、スタッフさんたちが様々な問題で専門家にカウンセリングを受けやすい条件を作りました。

(5) 事業所と法人の連携について

法人として、事務局を担う人たちや各事業所スタッフさんたちに、さまざまな学ぶ機会を保障します。制度教育や職場外のいろいろな企画などへの参加を大切にします。「人は必ず変わる」という観点から一人ひとりの職員の成長を大いに期待して、声や思いに耳を傾け、仕事や集団づくりへの積極性を引き出すような援助や話し合いが求められています。職場目標と結びついた個人目標づくりを援助し、個別面接も重視します。

各事業所がNPO法人組織の理念を具現化することを目標に取り組むなかで、様々な課題が発生します。課題を前向きにとらえて事業所の前進、地域の福祉力と自治能力の向上、制度の前進的な改革などに結びつけます。

そのためにも、

- ①事業所経営理念の遂行と経営財務に責任を負い経営の中軸となる管理職集団の形成
- ②職員が共通の理念に照らして気兼ねなく意思疎通ができる体制の確保
- ③利用者、家族の要求などが主張しやすい運営体制
- ④事業所職場から発する諸問題について適宜相談し合うことができる法人体制の確立、などをめざします。

(6) 持続し展望を見据えた経営のために

営利自体を追求することが事業目的ではありませんが、借入金を減らし、積立金を生み出すことは、働く人々が安心して仕事を続けられる条件づくりの一つです。

「みんなの家かるがも」についての経営・運営にかかわって、今年一年のとりくみがどのように進むことができるか、今後の在り方にかかわる大変重要な時期としてとらえて取り組みます。

さらに、利用者さんたちの介護など福祉要求を掘り起こし、地域の福祉力を組織して積極的な活動を展開する基盤づくりのためには資金力が問われます。NPO法人は「利益を特定の人に分配する」ことをしない組織です。

住民の求める諸要求を事業化していくうえでもこの保証があつてこそ着手・実現できるものと自覚して、経営にあたっていきます。

(7) 報酬をうけとる役員について

報酬をうけとる役員として、2023年度は吉岡昇理事を充てます。報酬は年額2,640,000円、その期間は2023年6月から2024年5月とします。

5、県民を対象とした学習懇談会などの開催について

(1) 「人権を考える学習集会」

今年度は、あなたとともに考える人権学習集会を12月2日(土)に、岡山市内で開催します。規模は50人とし、岡山市の人権啓発推進補助金事業として取り組みます。

内容は、理事会で諮ります。

(2) 地域人権問題研究集会など

岡山県地域人権問題研究集会は、新型コロナウイルスの影響で4年間開催できませんでした。2024年2月に実行委員会再開の形での集いが検討されています。NPO法人地域人権みんなの会のとりにくんできた事業活動、学習活動などが人権確立、地域での安心・安全にどのように反映してきたのか、私たち自身がまとめ、さらに発展を期す上で貴重な場として位置づけ、参画していきたいと思えます。

(3) その他

浅田達雄さんが岡山市を提訴して裁判で勝利したにもかかわらず、県下の自治体では介護保険優先の姿勢に大きな変化は生まれていません。千葉県での「天海訴訟」勝利に向けてとりくみます。そして、二つの勝利で浅田訴訟判決の意義をさらに広めて、自治体行政レベルにきちんと反映させていくことが求められています。支援する会で闘ってきた貴重な記録をまとめていくことが求められています。2023年12月までには記録集の発刊ができるように、連携を強めて同時に責任をもってとりくみます。

「民医連」をはじめ、医療・介護の実践を通じて人権確立をめざす諸団体が提起する学習会にも積極的に対応します。子育て世代の要求を人権の視点からとらえる課題の一つとして、「保育所、幼稚園、子ども園」にかかわる学習会などを検討します。

6、広報・宣伝・学習・研究活動

地域住民・市民の観点から人権を考える観点での広報・宣伝活動は極めて大切になっています。住民の民主的地域づくりのとりくみや介護と事業所の社会的認知を高めていくとりくみ、社会保障を充実させる諸活動などにも積極的に参加し、非営利共同のとりくみを重視します。

一般財団法人岡山県民主教育研究会と共同して、「人権」や「地域」にかかわる研究書籍を発行し普及します。

「地域人権だより」を適宜発行します。会員内外からの投稿もいただき内容を充実させます。NPO法人地域人権みんなの会のブログを活用し、公開の原則にも対応していきます。

事業所の活動内容、地域密着で成果を上げているとりくみなどを広く市民に広げていきます。

7、会員の拡大

諸活動を積極的に展開させるなかで会員拡大をめざします。NPOの意義と当会の目的を多くの人に理解をえる独自のとりくみも必要です。

学習活動、事業活動などに会員外の人々の参加、協力を訴え、そのとりくみを通じて入会を働きかけます。また、専門家の方々に直接入会の呼び掛け活動を展開します。

個人会費は、月額250円です。70歳以上の方、障害者の方などは月額100円とします。

8、運営について

- ① 理事会はすくなくとも4ヶ月に一度開催することをめざします。
- ② 個別分野にかかわる計画づくりの会議は随時開催します。
- ③ 「NPO・地域人権だより」は年4回、7月、10月、1月、4月に発行します。
- ④ 法人役員は、ななくさ、かるがも、だんだんの運営にかかわるとりくみや諸会議に積極的に参画します。
- ⑤ 2024年が介護保険報酬改定です。安定的経営と働く人たちの収入確保にむけて、全国的な取り組みに力を注ぎます。県内の人権課題に積極的に接近し、特に福祉の向上をめざすとりくみのために奮闘します。
- ⑥ 中期・長期的な法人と事業活動のありようについて特別な会議・懇談会を開催します。
- ⑦ 民医連、民商、商工会議所に加盟していることを活かし、社会的信頼を高めながら、安定性、将来性を確立します。

第4号議案 2023年度予算(案)について

2023年度特定非営利活動に係る事業会計収支予算書			
		2023年 4月 1日 から 2024年 3月31日まで	
		特定非営利活動法人	
		地域人権みんなの会	
科 目	金 額 (単位:円)		備 考
I 収入の部			
1 財産運用収入		0	
2 会費収入			
・正会員会費	120,000		60人
・団体賛助会費	72,000	192,000	6団体
3 事業収入			
・人権問題講演会	25,000		あなたとともに・・学習集会
・ホームヘルパー養成講座	0		
・小規模多機能型居宅介護事業所事業	204,000,000	204,025,000	な620万/月、か450万/月、だ630万/月
4 寄付金収入	100,000	100,000	
5 雑収入	1,000,000	1,000,000	労働局など雇用関係助成金等
6 事業補助金	50,000	50,000	人権学習への岡山市助成
当期収入合計(A)		205,367,000	
前期繰越収支差額	54,718,175	54,718,175	
収入合計(B)		260,085,175	
II 支出の部			
1 事業費			
・学習研修費	200,000		
・研究調査費	500,000		社会保障研究など
・人権問題相談会	10,000		
・機関紙発行費	30,000		
・事業開設費	10,000		
・小規模多機能型居宅介護事業所事業	198,000,000	198,750,000	
2 管理費			
・役員報酬	0		
・退職金	0		
・臨時雇賃金	0		
・福利厚生費	300,000		
・会議費	150,000		
・旅費交通費	400,000		
・通信運搬費	150,000		
・消耗品費	50,000		
・印刷製本費	450,000		20周年記念誌など
・光熱水道費	30,000		
・備品費	200,000		パソコン環境整備
・保険料	0		
・租税公課	1,200,000		
・雑費	50,000	2,980,000	
3 予備費	0		
当期支出合計(C)		201,730,000	
当期収支差額(A)-(C)		3,637,000	
次期繰越収支差額(B)-(C)		58,355,175	

2023 年度借入限度額

2023 年度の新たな借入金の最高限度額を 3,000 万円とします。

第5号議案 役員選出について

定款の以下の条文にもとづき、役員を選出します。

任期は、2023年7月1日から2025年6月30日までとします。

第14条 この法人に次の役員を置く。

(2) 理事 7人以上15人以内

(3) 監事 1人以上2人以内

2 理事のうち、1人を会長、1人を副会長とする。

第15条 理事及び監事は、総会において正会員の中から選任する。

2 会長及び副会長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

第17条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

2023年7月1日から2025年6月30日まで

役名	氏名	住所又は居所	就任期間	報酬を受ける役員
理事	中島純男			
理事	三戸康生			
理事	吉野一正			
理事	大西幸一			
理事	鷲尾 裕			
理事	田中金一			
理事	吉岡 昇			○
理事	住宅俊乃			
理事	中島正智			
理事	妹尾善弘			
理事	江田大志			
理事	川谷宗夫 (新)			
理事	花田真人 (新)			
監事	藤澤末博			
監事	福木 実			